

平成28年度 第1回 藤枝市男女共同参画会議 要旨

日 時：平成28年7月26日（火）9:00～11:00

会 場：藤枝市役所西館5F 大会議室

出席者：委員14名（定員15名 1名欠席）

事務局4名

関連の施策・事業	各委員からの質問	当局からの回答・対応
(1) 平成28年度男女共同参画の推進施策について（質疑）		
当初予算の概要	新規事業である「出会い・結婚サポート事業」の中の㈱NOKIOOはどのような成果を出しているか？	㈱NOKIOOについては、情報交換サイト「ふじえーる」のサイト運営を市が委託し契約している会社のため、出会い・結婚サポート事業に直接関係している訳ではない。出会い・結婚サポート事業については、8月10日にプロポーザルで業者を決めるため、まだ具体的な内容はプレゼンをした中でわかるため、業者が決定次第、みなさんにお知らせしていく。
(2) 平成28年度事業計画について（質疑）		
男女共同参画地区推進員事業について	地区推進員の選任方法について、2年任期で全員交代してしまい、引き継ぎもないのでゼロベースから活動を始めることになり、1年目に何をやっていいかわからない。各地区6人選ぶときに、その内1人を3年任期とし、前にやった活動の伝承する役目の人を作り、つながりを持たせるような選任の仕組みづくりを提案する。	推進員が交替した際の引き継ぎができていない点は、市も問題意識を持っている。選出部分については、勉強させていただき、2年後の委員改選に生かしたい。
//	自治会と男女共同参画推進員との関わりが一切ない。もっと自治会と推進員がコラボして、自治会の活動の中に男女共同参画推進員の意見を反映し、身近なイベントの中に男女共同参画を入れることによりもっと広がると思う。	自治会との関わりについて、必ずしも11地区が自治会と分離されている訳ではない。地区によっては自治会が熱心に入っているところもある。自治会が全く見放しているという地区ばかりではない。私たちは是非自治会の皆さんにも働きかけて事業を進めていただきたいと思っている。
//	推進員の人数が62人になったのはなぜか？各地区6人と言うのはちょっと少ないと思うが。62人が基本になっているのか伺いたい。	公民館単位の11地区で各6人とお願いしてはいるものの、地区によっては自治会、町内会の数が異なるという事情もある中での選出のため、地区の事情に応じ必ずしも統一したところからの選出ではない。7人の地区もあれば、4人の地区もある。選び方はその時の状況によるがその中で推薦していただいている。各地域の町内会ということになると確かに少ないな、と感じる。本来は66名の選出であるがその辺の人数は自治会にまかせながら、この事業を進めている。
//	町内会の数は公民館単位で考えると、もっと多いので。その中で66人というのがどのように決まったのか。	最初の経緯はわからないが、地区によっては委員選出の順番が決まっている地区もあり、この3月に改選した際もそうであるが前回選出の6地区とは違う地区からの選出という仕組みになっている地区もある。その選出方法から再任者が出て来れないという現状もある。再任者がいれば活動もスムーズになるが、2年任期の縛りが委員の選出を難しくしていることもあり、6人お願いしても5人しか選出できない地区もある。男女共同参画推進員の意味合いというものが市民に伝わってないところがあり、なかなか引き受けただけでない中、強制もできないことから事務局としてはもう少しこの事業を市民に周知することと、推進員にがんばってもらい「もっと男女共同参画が必要だ」と行政と推進員と一緒に市民に伝えることができればもっと自ら手をあげて推進員をしてくれる方が増えてくると思う。
【新規】出会い・結婚サポート事業	出会い・結婚サポート事業の成果とは？	実際に出産や定住化を数字で出すのは非常に難しい。最初のきっかけづくりである出会いの場の創設、藤枝を知っていただきそこで出会っていただく。そこから成果を調査しようと考えてはいるが、なかなか数値を表わすのは難しい。
女性活躍推進事業	働きたいけど子どもを抱えていると就職がなかなか難しい。就職していれば保育園に預けられるが、保育園に預けられないと就職が探せないという現実がある。待機児童問題は長くかかると思うが、女性からするとこれは順番が逆ではないか？女性活躍推進事業でこれは管轄が違うと思いますが、女性が働きやすい条件づくりというのも男女共同参画課でバックアップしていただくとともに仕事をしたいと思っている女性が働きやすくなる。	庁内の中では男女共同参画課だけで進めているわけではなく、各課と連携しながら進めている。そういう話も進めていくが、現実的なところでは壁があり、いろんな条件の方がある。それも加味しながら考えていきたいと思っている。新しい行動計画が平成30年から策定されるが、その中で具体的なものを出しながら考えていきたい。
//	推進事業所認定事業について、認定要件の審査項目が3つある、例えば、仕事と家庭の両立支援の取組の23項目の内容はどんなものがあるのか、教えていただきたい。	それぞれチェック項目がある。例えば、「育児休業制度を導入し、就業規則に定めている」「パパ・ママ育児プラスを導入し、就業規則に定めている」といった審査項目が、具体的に就業規則に定められているかどうかチェックしている。基本的には審査項目47項目中、認定制度に必要な20項目が必須項目となっている。半分以上該当すれば認定され、だいたい7割を超えて実施されている事業所がほとんど。

(2) 平成28年度事業計画について（質疑）		
<p>参画社会調査事業費</p>	<p>WEBアンケートを実施するとのことだが、市内1500人に送付したアンケートと設問内容は一緒か？</p>	<p>内容は一緒。今までWEBアンケートを実施したことはなかった。実際に資料としてまとめたのは、1500人に送付したアンケートを対象とする。WEBの試みはどのくらいの反応があるか、今回試験的に導入したもの。WEBは若い人が中心に回答し、年配の参加が難しいかと思うがどんな結果が出るのか、その辺の調査も今後に生かしていきたい。</p>
<p>推進センター「ばりて」事業</p>	<p>ばりて講座、ばりて市民大学の講師の選定と内容について、あまり男女と関係ないのでは？一般市民からするとピンとこない。講演テーマを男女共同参画に直接関係するようなものを考えていただけるといい。結構な予算もついているので。</p>	<p>ばりての運営に関しては、民営ということもあり、運営協議会に任せている。一つには男女共同参画というところだけを「押し」という形ではなく、いろんなもののスキルを上げながらみなさんに総合的に考えていただく。必ずしもこの話が男女とは関係ないと一刀両断する形では捉えていない。あくまでもこれに参加してもらい、勉強していく中で男女共同参画社会に通じるものを具体的な話の中で感じてもらおう面もある。題材としてはかけ離れているように感じる方もいるかもしれないが、あくまでも事業の中の一つと捉えている。ただ、傾向としては参加者に若い世代が来ていないことや、運営協議会にも若い世代の参加がないことが現実としてある。運営協議会の方々の年齢から、セミナーなどもテーマが高齢者向けに絞られてしまう。本来ならいろんな市民を対象とする、市民活動の拠点施設になっているので、少しずつ内容も変えていく必要がある。そのためには参画課と運営協議会が今後話し合いながら対応していきたい。</p>
<p>男女共同参画事業全般について</p>	<p>ここでやる必要はなく、もっと連携をとって、他のところでやればよい。同じようなことを2か所でやっているなら1か所でやればよい。10年やってきて良かったからもう一回やるのではなく、効果があったなら他のことをやればよい。長くやってきたことは変えていかないと、地区推進員事業もやっていることを知っている方が市民の中にあまりいない。やっている人も正直頼まれてなんとか仕方なくというんだったら、もう少しみんなが参加できる他の形に変えてったほうがいい。やっているだけで効果を求めてない、やるのが主義になっている、そこは変えていただきたいと思う。</p>	<p>男女共同参画は10数年経過しているが、国はすでに一歩先を行く形で、「男性の働き方改革」など行っているが、一般的に男女共同参画とは何ですか？と聞いた時に正直全体が100%知っているという形になっていない。男女共同参画がなかなか浸透されていないところで難しい。事業のレベルが基本的なものを対象とするものから、もう少し上のレベルを対象とするものなど、いろんな側面があり、一律でなかなか進んでいかないというのが男女の意識の啓発ということを知っている。これはどこの市町に聞いてもそこが一番問題で、画期的な方法がなかなか見つからない。私たちは、地域・学校・企業・家庭の4分野に分けてそれぞれの側面の中で進めていきたいと考えているので、今回この色々な事業を出している。いろいろなところと関連しているのは当然で、男女共同参画の考え方が児童課や福祉課などいろいろな分野に発展していることも事実。庁内の中で関連しているところと会議を持ちながら進めている。ここで単独でやるということはない。できるだけ関連しているところとコラボしながら、進められるものは進めていきたいという考え方。平成30年策定予定の第三次行動計画を作る中で出来る限り、委員長や皆さんのお知恵をお借りしながら、ご意見を参考にしながら、作っていきたくと思うのでよろしく願いたい。</p>
(2) 平成28年度事業計画について（委員の意見）		
<p>男女共同参画地区推進員事業について</p>	<p>藤枝市にはこの地区推進員事業の前身となる事業があり、条例の制定前から始まった「地区推進員モデル地区事業」がある。1年間、その地区に特化して、男女共同参画の勉強をその地区の人にしてもらうというのを11年間地道に回って、6年前に終了した。全部回ったというのすごい。冊子も作り、モデル地区事業は他の市町にはなかったのでテレビにも出た。そこから次にどうつなげていこうかと言った時に、モデル地区事業の時の経験をお題にしながらやっていってもらおうか、ということで始まったのが地区推進員事業。結構な人数を集めてやっていたので、モデル地区推進事業でやっていただ方が、いるかもしれない。その時の方を掘り起こしてやっていっていただくといいかもしれない。工夫していただき住民の方の生活に根ざした中で意識啓発を進めていただけると土壌ができていくと思う。</p>	
<p>出会い・結婚サポート事業</p>	<p>出会い婚活サポート事業はいろんな所でもやっている。あえて市の男女共同参画課でやるという意味において、これから行う業者選定にはしっかりと「男女共同参画の視点」を織り込んでほしい。大きさに考えなくても、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、とか子育てを両親が共同で行う割合というのは婚活において、プラスにアピールできる点。自己紹介アンケートなどに、この項目をさりげなく入れるなどすれば男女共同参画が広がっていくのではないかと。</p>	
<p>女性活躍推進事業</p>	<p>認定された実績の企業が載っていて、平成23年から推進されているのはいいこと。ただ、今の項目の中にも制度としてはしっかりあるが、それを利用しやすいかというところで課題になっているのではないかと。今後の取組みのところにも「男性の働き方改革」がテーマになっていて、ワークライフバランスを推進するとあるが、女性が活躍していくためには男性の意識も変わっていき一緒に子育てするという、男性もそういう制度を利用しやすいような形になっていかないと女性活躍の推進も図れないのではないかと強く感じている。それが課題になっているということなので、ここは進めていけるといいかなと思う。ソフト面で男性の子育ての参画意識はかなり上がってきているのではないかと感じるが、やはりハード面のところで制度を男性がどれだけ理解して推進して利用していけるのか、女性の活躍を理解して実際に男性の働き方の改革がされているのか、両方がバランスよく行っていかないといけないと思うので、こういった推進事業所を中心として課題が解決に向かい、研究されていければいいと感じる。</p>	
<p>//</p>	<p>事業所認定を受けているがそこで一番の問題は若い世代が権利ばかり主張し義務を果たさない。制度が整うことはすごくいいことであるが、その分仕事もしっかりやってね、という教育もしっかりやってもらう。その人の権利を守るためにそこをフォローする人材も必要。</p>	

(2) 平成28年度事業計画について（質疑）

男女共同参画事業全般について	<p>各地区に地区社協組織があり、地域の課題を7月末までにどこの地域もあげて、行動計画を今立てている時期になる。地域の課題を地域住民が話し合う時に、こういった情報がどれほど入っているのか？地域福祉懇談会には自治会長、保健委員も入ってくる、という中に地域包括支援センターも無理やり入れてもらっている。市民調査を男女でやっていて、「こういうところの参画が進んでいない」というアンケートでもあればそれがそのまま向こう5年の行動計画に反映されてくると思う。事業自体はぶつ切りにせず横断的に考え、支えるところは地域住民なので、縦割りに全部やってしまうと支える住民のところは気の毒だと思うのは私たちは仕事で出るが、町内会長が大変。整理ができる課題は庁内で横断的にしていただくことが大事だと思う。</p> <p>高齢化の問題をやるともれなく40～50歳代の働かない子どもが出てくる。多角的問題となっていて貧困（生活保護、親の年金で暮らしている若い世代）、長いこと引きこもり地域でもおかしいなという人が急激に増えている。結婚する前にまず、働いてよという切実な問題がある。働けないきっかけは、どこでどのようにして作られたのか。そのような人は独身が多い。男女が住みやすい、住民が住みやすい地域づくりの1つのカテゴリーが男女共同参画であっていただけるとありがたい。</p>
----------------	---

(3) 第二次行動計画の進行管理について（委員の意見）

男女間の暴力やセクシャルハラスメント等の根絶	<p>男女間の暴力やセクシャルハラスメント等の根絶の中の施策「配偶者、パートナー等からの暴力」、その事業として女性相談事業とDVや児童虐待の防止などの市民意識の啓発の2事業がある。ここに、「加害者対策」がない。加害者を放置するとDVは減らず、また、別のターゲットに行ってしまうので、今後の課題だと思うが「加害者対策」を第3次の時に考えていただけるとありがたい。</p>
------------------------	--

(4) 市役所男女共同参画行動指針について（委員の意見）

<p>男女共同参画行動指針の10箇条目は各課で独自目標を設定できるということであるが、この目標にしっかりと「男女共同参画の視点」が入っているかどうかを、男女共同参画課でチェックをし、少し違うときはアドバイスをしていただきたいと思う。すでにスタートしているのであれば、次回の更新の時に少し気をつけてください、と。例えば、「マイバックで買い物に行こう」は、目標としては素晴らしいことだが、男女共同参画の視点が含まれていない。気持ちをくんで微修正するとしたら「男女ともにマイバックで買い物に行こう」としたらどうか？「元気にあいさつ、笑顔あふれる職場に！」は笑顔の理由は客商売の職場だからということでは、男女共同参画とは違ってくる。お互いを尊重するとか、お互いを思いやるといった一言を加えてもらったほうがいいと思う。角が立たないようにご指導いただくといいと思う。</p>

【参 考】

藤枝市男女共同参画会議について (藤枝市男女共同参画推進条例より抜粋)	第17条 男女共同参画を円滑に推進するため、藤枝市男女共同参画会議を置く。
	第18条 行動計画に関する事項その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項について協議する。
	2 会議は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

【問合せ】 藤枝市 市民文化部 男女共同参画課 (直通 054-643-3198)